

港区立芝浦南ふ頭公園運動広場 個人公開利用規定

- ・毎週水曜日午後 3 時から閉場時間まで、個人公開として無料開放を実施することとする。
- ・港区在住者港区在勤者港区在学者のみ、利用できる。
- ・小中学校の夏・冬・春休み期間中、グラウンドの保守、雨天時雨天後グラウンド状況が悪い場合等で、個人公開を実施しない場合がある。
- ・個人公開の実施の可否について、港区スポーツセンターに確認の上利用すること。
- ・利用定員を 50 人と定める。
- ・1 グループ 10 人未満を個人と定め、個人公開を利用することができる。
- ・1 グループ 10 人以上を団体と定め、個人公開を利用することができない。
- ・団体は所定の手続きを行い、登録した上で施設予約を行い、個人公開以外で通常利用をすること。
- ・利用種目を野球とサッカーに限定する。ただし野球はキャッチボール程度とし、バットの使用や試合を行うことを禁止する。硬球軟球使用可。サッカーはパス練習やリフティング程度とし、ゴールの使用や試合を行うことを禁止する。
- ・グラウンド内での火気の使用及び喫煙を禁止する。
- ・グラウンド内での飲酒及び飲酒状態でのグラウンドの利用を禁止する。
- ・グラウンド内での飲食を禁止する。ただし熱中症対策での水分補給は可とする。
- ・グラウンド内に動物を連れて立ち入ることを禁止する。
- ・グラウンド内での写真及び動画の撮影を禁止する。
- ・グラウンド、施設、付属物及び器具等を、損壊や汚損する行為をしてはならない。
- ・持ち込んだゴミは、利用者において各自持ち帰ること。
- ・利用にあたっては、利用前に個人公開利用申請書を警備員室に提出すること。
- ・個人公開利用申請書には、住所・氏名・年齢・連絡先・自宅での検温結果を記入すること。
- ・利用後は、閉場時間までに原状復帰（グラウンド整備ブラシ掛け等）を必ずすること。
- ・その他、管理者の指示に従うこと。
- ・グラウンド内での負傷、事故及び盗難等のトラブルについて、管理者は一切の責任を負わない。
- ・利用者は自己責任で利用すること。
- ・上記規定を守らない場合、及び公序良俗に反する行為が認められた場合、退場を指示するとともに、次回以降の利用を制限する場合がある。